

## 既存住宅状況調査技術者講習制度の創設

### ～宅建業法の改正に備えインスペクターを育成～

国は、2月3日に既存住宅状況調査技術者講習制度の創設に向けて、必要な事項を定めた「**既存住宅状況調査技術者講習会登録規程**」と「**既存住宅状況調査方法基準**」を公布・施行しました。

この講習会制度は、一定の要件を満たす講習機関が、規程に従って建築士に講習し、講習を終了した建築士が調査方法に基づき適正に調査を実施する制度です。既存住宅調査状況調査方法基準では、既存住宅売買瑕疵保険の現場検査と同等の調査方法などを規定しています。

平成30年4月1日に施行予定の宅建業法の改正では、宅地建物取引業者に対して、媒介契約時に建物状況調査を実施する者のあつせんに関する事項を記載した書面の交付や、建物状況調査の概要を重要事項として説明することを求めています。

今後は、既存住宅の売買時に建物状況調査を行い、不具合の補修を含めてリフォームを行うことも想定されるだけに、リフォーム業界にとっても見逃せない制度になりそうです。

＜リフォーム評価ナビ News 172より

## 省エネ基準適合義務化の開始 (お知らせ)

### ■大規模建築物の省エネ基準適合義務化が始まります！

平成29年4月より、**2,000㎡以上の非住宅建築物**については、省エネ基準に適合していなければ、建築基準法の確認済証の交付を受けることができなくなります。

■「300㎡以上の建築物の新築、増改築」をする場合、建築物省エネ法により、建築主は工事を着手する日の21日前までに所管行政庁へ**省エネ計画の届出**が必要です。

対象：建築物（住宅・非住宅）300㎡以上

※なお、法の改正により4月1日より、建築物の確認申請様式に一部変更がありますので、ご注意下さい。

### ◎マイホームに「住宅性能表示制度」を活用しませんか！

- ・第三者の専門家が公正にチェックします。
- ・住まいの性能をわかりやすく表示します。
- ・万一のトラブルにも専門機関に相談できます。
- ・性能に応じて住宅ローン金利や地震保険の特例があります。

## 宮崎県建築住宅センター研修会について (お礼)



平成29年2月9日、延岡市中小企業振興センターにおいて、「**IT活用による営業戦略と保険活用による経営基盤の強化**」について専門家による研修会を開催しましたところ多数ご出席頂き、研修会を好評に終了することができました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

今後ともアンケートの結果等を踏まえ、皆様のお役に立てる研修会を企画しますので、次回の研修会にもご参加頂きますようお願いいたします。

なお、今回の研修会資料に余部がありますので、県北事務所の窓口にお申し出下さい。無料で配布いたします。

### 友の会会員からのお知らせ

#### ■「木造住宅の一般診断法による耐震診断と補強方法の実務講習会」＋「明日は我が身」熊本地震被害の教訓

木造住宅の耐震診断及び耐震改修普及促進のため、耐震診断プログラムを用い、診断と補強の実務に対応出来る技術者を養成するために企画した講習会です。

- ・開催日 1日目 平成29年3月16日 10:00～16:40  
2日目 平成29年3月17日 10:00～12:00
- ・会場 宮崎県庁7号館 745号室 ・定員 70名 ・受講料 無料（ただし、テキストは実費必要）
- ・問合せ 宮崎県建築連絡協議会事務局（宮崎県建築住宅課内）（TEL：0985-26-7195）

（一財）宮崎県建築住宅センター 〒880-0913 宮崎市恒久1-7-14 TEL 0985-50-5573 FAX 0985-50-5621